

国税を期限内に納付できない場合には…

国税については、それぞれ定められた納期限までに納付していただく必要があります。

⇒ 延滞税がかかります。

- ※ 納期限までに完納されない場合には、原則として法定納期限の翌日から完納する日までの日数に応じて計算した延滞税を納付しなければなりません。
- ※ 延滞税率は年14.6%です。ただし、納期限の翌日から2か月を経過する日までの延滞税率は、年7.3%と前年11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%のいずれか低い割合になります。

⇒ 財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があります。

- ※ 督促状が送付されてもなお納付されない場合には、法律に定められた差押えなどの強制的な徴収手続を行うこととなります。

⇒ 納税証明書「その3」が発行されません。

- ※ 納税証明書「その3」は「未納の税額がないこと」の証明です。



災害や病気などによって、国税を一時に納付することができない方のために、納税の猶予等の納税の緩和制度があります。

納税の猶予とは

次のような理由によって国税を一時に納付することができない場合は、納税者の方の申請に基づいて、1年以内の期間に限って納税の猶予を受けることができます。

- ① 財産について、災害を受け又は盗難にあったこと
- ② 納税者又は家族などが病気にかかったり負傷したこと
- ③ 事業を廃止し又は休止したこと
- ④ 事業について著しい損失を受けたこと
- ⑤ 法定申告期限から1年以上経過した後に、修正申告や更正などにより納付すべき税額が確定したこと

- ※ 猶予の許可がされると猶予期間中の延滞税は全部又は一部が免除されます。
- ※ やむを得ない理由により、猶予期間内に納付できない場合は、猶予期間の延長を申請することができます。
- ※ 納税の猶予を受けるためには、原則として担保の提供が必要です。

納税の猶予を受けるためには、いくつかの要件を満たす必要があります。
詳しくは税務署の徴収担当にご相談ください。



国税を滞納すると・・・



国税を一時に納付できないときは、税務署で納付相談を受けています。
納付相談では、事業の状況や資金・財産の状況などをお伺いします。
納付も相談もない場合には、次のような手続で滞納処分を行うこととなります。



督促状送付

※ 納期限を過ぎても納付がない場合、督促状が送付されます。

督促状を送付しても納付されず、相談もない場合は・・・



財産調査

※ 金融機関や取引先などに対し財産の調査を行います。
※ 財産調査の一環として、徴収職員が居宅や事務所などの搜索を行う場合があります。

納付の相談がない、納付の約束が守られないなど納付の
意思が認められないような場合は・・・



財産差押え

※ 動産(貴金属等)、債権(売掛金・預金等)、不動産などの財産の差押えを行います。



取立て・公売

※ 差し押さえた債権の取立てを行います。
※ 動産や不動産等は、入札等による公売を行います。



換価の猶予

※ 財産を直ちに換価することにより事業の継続や生活の維持を困難とするおそれがあるなど一定の場合において、納税者の方に納税についての誠実な意思が認められるときは、一年以内の期間、その財産の換価を猶予することができます。
※ 原則として担保が必要となります。



滞納国税に充当

※ 取り立てた債権や公売による売却代金を滞納国税に充てます。

国税を納期限までに納付できない場合には、お早めに所轄の
税務署の徴収担当にご相談ください。